

## 春日井市奨学金等返済支援補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 市は、市内の中小企業の人材確保と労働者の経済的負担軽減を図るため、従業員への奨学金等の返済を支援する制度を設けている市内の中小企業に対し、予算の範囲内で補助金を交付することとし、その交付については、この要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 支援対象者 市内の中小企業に雇用される市内在住の労働者であって、奨学金等の返済を行っている者をいう。
- (2) 奨学金等 学生が借入れを行う奨学金及び学生の親等が借入れを行う学資ローン等をいう。
- (3) 中小企業 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に定める中小企業をいい、個人事業主を除く。

### (対象者)

第3条 補助金の交付を申請できる者は、支援対象者に対し奨学金等の返済を支援する制度を設けている中小企業であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に事業所を有し事業を行っている法人であること。
- (2) 支援対象者との雇用契約に定年を除く雇用期間の定めがないこと。
- (3) 支援対象者が取締役等役員の3親等内の親族でないこと。
- (4) 支援対象者を雇用保険、厚生年金及び健康保険に加入させていること。
- (5) 春日井市暴力団排除条例（平成23年春日井市条例第28号）に規定する暴力団員でないこと及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有しないこと。
- (6) 市税の滞納がないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、毎年12月31日までに支援対象者に支給した奨学金等返済のための手当等とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、支援対象者1人につき支給した奨学金等返済のための手当等に2分の1を乗じて得た額とし、1年につき80,000円を限度とする。この場合において、その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、奨学金等返済支援補助金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添付して、当該年度の3月31日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 支援対象者の雇用契約書の写し又は労働条件通知書の写し
- (2) 第3条第4号の事実を証明する書類
- (3) 支援対象者の住民票の写し(当該申請書を提出する日前3月以内に発行されたもの)
- (4) 申請書を提出する日前3月以内に発行された登記事項証明書(商業・法人登記)
- (5) 市内に事業所があることがわかる書類
- (6) 毎年12月31日までに支援対象者が返済した奨学金等の金額がわかる書類
- (7) 毎年12月31日までに支援対象者に支給した奨学金等返済のための手当等の金額がわかる書類
- (8) 市税調査承諾書(第2号様式)

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは春日井市奨学金等返済支援補助金交付決定通知書(第3号様式)により、適当でないとき認めるときは春日井市奨学金等返済支援補助金交付申請却下通

知書（第4号様式）により通知するものとする。

（交付の請求）

第8条 補助金の交付の決定を受けた者は、春日井市奨学金等返済支援補助金交付決定通知書を受け取った日から起算して20日以内に請求書（第5号様式）を市長に提出するものとする。

（補助金の交付）

第9条 市長は、前条の請求書を受理したときは、その内容を審査し、補助金を交付するものとする。

（交付の決定の取消し等）

第10条 市長は、補助金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に補助金が交付されているときは、その補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により、補助金の交付を受けたとき又は受けようとしたとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めたとき。

（雑則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の規定は、奨学金等に係る令和3年4月1日以後新たに発生する返済のための手当等について適用する。

第1号様式（第6条関係）

春日井市奨学金等返済支援補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）春日井市長

住 所

営 業 場 所

氏名又は名称

及び代表者名

春日井市奨学金等返済支援補助金の交付を受けたいので、春日井市奨学金等返済支援補助金交付要綱第6条の規定により関係書類を添えて申請します。

1 補助金交付申請額 金 円

2 今回の申請に係る支援対象者の人数 名

3 特記事項

春日井市暴力団排除条例（平成23年春日井市条例第28号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有する者ではありません。

第2号様式（第6条関係）

年 月 日

（宛先）春日井市長

住 所

（所在地）

申 請 者 氏 名

（名称及び代表者名）

印

市税調査承諾書

春日井市奨学金等返済支援補助金の申請に当たり、春日井市が、申請者の市税の課税及び納税の状況を調査することを承諾します。

備考

住所・営業場所・法人名・代表者名を記入し、社印又は代表者印を押印すること

第3号様式（第7条関係）

春日井市奨学金等返済支援補助金交付決定通知書

第 号  
年 月 日

様

春日井市長

年 月 日付けで交付申請のあった春日井市奨学金等返済支援補助金については、春日井市奨学金等返済支援補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり交付することに決定する。

交付決定金額 金 円

第4号様式（第7条関係）

春日井市奨学金等返済支援補助金交付申請却下通知書

第 号  
年 月 日

様

春日井市長

年 月 日付けで交付申請のあった春日井市奨学金等返済支援補助金については、春日井市奨学金等返済支援補助金交付要綱第7条の規定により、次の理由により補助金を交付しないことに決定する。

（理由）

第5号様式（第8条関係）

請 求 書

年 月 日

（宛先）春日井市長

住 所  
営 業 場 所  
氏名又は名称  
及び代表者名

年 月 日付け 春経第 号で交付決定通知のありました春日井市奨  
学金等返済支援補助金について次のとおり請求します。

請求金額 金 円

口座振込先

|       |  |      |  |
|-------|--|------|--|
| 振込先   |  |      |  |
| 預金種別  |  | 口座番号 |  |
| フリガナ  |  |      |  |
| 口座名義人 |  |      |  |